

岩見沢市職員措置請求監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住 所 岩見沢市（非公表）

氏 名 （非公表）

2 請求書の提出

請求書の提出日は、令和8年6月26日である。

3 請求の内容

請求人提出の岩見沢市職員措置請求書の要旨は、次のとおりである。

(1) 主張事実の内容

請求人は、岩見沢市教育委員会教育長が、令和7年6月27日に開催された「教育長を囲むPTA会長の会」への出席に伴い、岩見沢市PTA連合会に対し交際費として5,500円を支出したことについて、違法かつ不当な財務会計行為であると主張する。

その理由として、教育長は、令和7年2月6日付の指導文書等により、市立学校並びに市立学校PTAにおいて、保護者の個人情報について適切な同意取得や第三者提供の手続を欠いたままPTA活動に利用し、PTA会費の代理徴収が行われている実態を認識していたにもかかわらず、これが是正されないまま、当該PTA関係者で構成される岩見沢市PTA連合会主催の会合に公費で参加したとしている。

加えて、当該会合には会議次第、議事録、協議記録等が存在せず、実質的に懇親・飲食を目的とする会合であって、教育行政上必要な協議・調整の場とは認めがたいことから、これに対する交際費の支出は、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に反し、社会通念上相当と認められる範囲を超え、教育長に認められた裁量権を逸脱・濫用した違法かつ不当な支出であると主張する。

(2) 措置請求

請求人は、本件交際費5,500円について、教育長個人又は関係職員に対し岩見沢市への返還を求める措置を講ずることを求めるとともに、個人情報保護法に抵触するPTA運営が是正されない状態で、岩見沢市PTA連合会又は各市立学校PTAが主催する会合に対し交際費を支出し、又は岩見沢市PTA連合会に対する補助金等を支出することのないよう、必要な措置を講ずることを求めている。

(3) 事実証明書

請求人は、事案の概要、事実、違法・不当性の具体的理由、本件会合の性質、裁量権の逸脱・濫用となる理由、本件損害と求める措置を記載した事実証明書に

加え、令和 7 年 2 月 6 日付指導文書ほか一式、情報公開決定通知書、支出証書及び領収書、情報不存在通知書、対象校一覧と帳票、教育委員会会議録、ウェブサイト抜粋等、9 件の添付資料を提出した。

4 請求の要件審査

本請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、令和 8 年 6 月 30 日、これを受理することと決定した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項、事実証明書及び請求人の陳述内容を総合的に判断し、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 令和 7 年 6 月 27 日に開催された「教育長を囲む P T A 会長の会」への出席に係る交際費の支出の事実の有無及びその違法性又は不当性の有無
- (2) 前号の交際費支出による岩見沢市への財産的損害の発生の有無
- (3) 岩見沢市 P T A 連合会又は各市立学校 P T A が主催する会合に対する交際費の支出の違法性又は不当性の有無
- (4) 岩見沢市 P T A 連合会に対する補助金の支出の違法性又は不当性の有無
- (5) 前 2 号の支出が岩見沢市に財産的損害を生じさせ、又は生じさせるおそれの有無

2 監査対象部局

教育委員会事務局

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 24 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

陳述の場には請求人が出席し、請求の要旨を補完する次の趣旨の陳述を行った。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(1) 陳述の要旨

請求人は、本件請求は P T A 活動そのものの適否を争うものではなく、教育長が個人情報保護法上の問題を認識していたにもかかわらず、これを是正しないまま当該団体主催の会合に公費で参加したことの適否を問題とするものであると陳述した。

また、支出額の多寡ではなく、違法な状態を認識しながら是正せずに公金を支出した行為の性質自体が問題であると指摘した。

さらに、教育委員会が公表した個人情報ファイル簿の記載を踏まえ、P T A 会

費徴収に係る個人情報の保有、利用及び取得について、個人情報保護法に抵触し、又は抵触するおそれのある状態がなお継続している旨を主張した。

その上で、本件請求について適法かつ適正な措置を講ずるよう求めた。

4 関係職員の弁明書の提出及び陳述

令和8年7月16日付で教育長から本件請求に係る弁明書が提出された。また、同年7月27日には、教育長、教育部長及び学校教育課長から直接陳述を受けた。

(1) 弁明書の要旨

本件「教育長を囲むPTA会長の会」への出席は、教育行政を円滑かつ適正に実施するための職務遂行の一環であり、十分な公益性が認められるものであると主張した。また、交際費支出の適否は公益上の必要性や社会通念上の妥当性等から総合的に判断されるべきものであり、主催団体における内部管理体制の成否が、支出の適法性を左右するものではない旨を主張した。

(2) 陳述の要旨

関係職員は、弁明書の内容を補足し、岩見沢市PTA連合会は各学校の単位PTAの会長から構成され、相互の意見交換や課題の共有、行政への提言、研修等を行う団体であると述べた。また、本件会合は、各学校の児童生徒の健全育成を目的とする主催団体との友好や信頼関係の維持増進を図るとともに、各学校の現状に関わる課題の把握や本市の教育施策に係る意見交換を行う場であり、交際費支出については、「岩見沢市教育委員会教育長交際費の支出及び公表に関する要綱」に定められた支出区分、内容及び会費額の基準に照らしても支出は適法かつ妥当であると述べた。

5 関係人の陳述

法第199条第8項の規定に基づき、令和8年7月27日に関係人である岩見沢市PTA連合会から陳述を受けた。

(1) 陳述の要旨

関係人は、令和7年6月27日に岩見沢市PTA連合会の主催により開催された「教育長を囲むPTA会長の会」は、教育長をはじめ教育委員会関係者と、市内小中学校、義務教育学校及び高校のPTA会長並びに岩見沢市PTA連合会役員が出席し、教育に関する様々な話題や各学校の状況について意見交換を行うことにより、相互理解と信頼関係を深め、よりよい岩見沢の教育を創造することを目的として開催したものであると述べた。

また、当日は市内飲食店を会場として午後6時から開催し、次第としては、教育長の挨拶、岩見沢市PTA連合会会長の挨拶の後、参加した各PTA会長から各校の状況や課題等についてそれぞれ意見を述べてもらい、教育委員会側と意見交換を行ったものであると説明した。

さらに、会費5,500円については、食事を伴う懇談の場であったことから、食事代及び会場代を内訳として設定したものであり、参加者は教育委員会から4名、

P T A側から市内のP T A会長1 2名、連合会役員6名及び事務局2名の計2 4名であったと述べた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

以上のとおり監査を実施した結果、次の事実を確認した。

(1) 本件交際費支出について

令和7年6月27日に開催された「教育長を囲むP T A会長の会」は、岩見沢市P T A連合会が主催し、教育長をはじめ教育委員会関係者及び市内各学校のP T A会長等が出席して開催された会合であり、教育長は、開催案内に明示されていた会費5,500円を交際費として支出して参加した。

(2) 本件会合の内容及び性質について

本件会合は、教育委員会と市内各学校のP T A関係者が、各学校の状況や教育に関する課題等について意見交換を行う場として開催されたものであり、飲食を伴う懇談の形式で実施された。会費5,500円は、食事代及び会場代を内訳とするものとして設定されたものである。

2 監査委員の判断

本件請求について、前記において確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

(1) 本件交際費支出について

請求人は、教育長が市立学校P T Aにおける個人情報保護法上の問題を認識していたにもかかわらず、その是正が完了しない段階で、当該P T Aの集合体である岩見沢市P T A連合会主催の会合に公費を支出し参加したこと、及び、当該会合には会議次第、議事録、協議記録等が存在せず、実質的に懇親・飲食を目的とする会合であって、教育行政上必要な協議・調整の場とは認めがたいことを理由として、本件支出は違法かつ不当な支出であると主張する。

しかし、請求人が問題視する個人情報保護法上の課題については、主催団体の内部管理体制の問題であり、交際費支出の適否とは直接の関連性を有しないことから、本件交際費支出の適否判断を左右するものではない。

なお、主催団体の個人情報管理体制に課題がある場合には、別途行政として指導・助言を行うべき性質のものである。

加えて、会合の性質について、最高裁判所第二小法廷平成18年12月1日判決は、普通地方公共団体の長その他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席し、その際に会費等を支出することは、当該地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に認められ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該地方公共団体の事務として許容される旨の判断を示している。この判示の趣旨は、教育行政においても、教育委員会と保護者団体との連携や学校現場の実情把握を担う教育長の職務の性質に

照らし、本件にも同様に当てはまるものと解される。

本件会合については、会議次第や議事録といった形式的な記録は存在しないものの、教育委員会と市内各学校のPTA会長等が一堂に会し、教育上の課題等について意見交換が行われたことについては、関係者への聴取において陳述の整合性が確認されており、これを事実と認定する。

よって、この会合は、教育行政を円滑かつ適正に実施するための職務遂行の一環として、主催団体との友好・信頼関係の維持増進及び教育施策に係る意見交換を目的として開催されたものと認められる。したがって、その目的は教育長が担う職務の遂行に資するものと判断される。また、支出額 5,500 円についても、会費相当額として設定されたものであり、社会通念上儀礼の範囲を逸脱するものとは認められない。

さらに、本件支出は、教育長交際費の支出及び公表に関する要綱上、会費が明示された会合等に係る「会費」として整理し得るものであり、支出額も会費相当額にとどまることから、同要綱に定める支出基準に反するものと認められない。

(2) 交際費及び補助金支出の差止め請求について

法第 242 条に基づく住民監査請求は、具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実を対象とするものであり、抽象的な支出差止め請求はその対象とはならない。本件請求に含まれる交際費及び補助金支出の差止めについては、対象となる「財務会計上の行為」が具体的に特定されておらず、請求の要件を欠くものである。

なお、同条は特定の財務会計行為を対象とする制度であり、将来の行為一般を差し止める趣旨の請求は制度の予定するところではない。

3 結論

以上のとおり監査を実施した結果、本件請求に対する結論は次のとおりである。

(1) 本件交際費支出に係る請求について

違法又は不当な公金支出とは認められないため、棄却する。

(2) 交際費及び補助金の支出差止めに係る請求について

財務会計上の行為が特定されておらず、住民監査請求の対象を欠くため、却下する。